

憲法記念日を迎えての会長声明

2023年（令和5年）5月3日

第二東京弁護士会 会長 小川 恵司

23（声）第3号

本日、日本国憲法が施行されてから76回目の憲法記念日を迎えました。

わたしたちは、普段、憲法の存在を意識せずに生活していると思います。憲法とは何でしょうか。それは国がわたしたち国民と交わした約束です。憲法には、わたしたちが、平和で、自分らしく、健やかに生きていくためのさまざまな取り決めが書かれています。

例えば、憲法は、わたしたちが個人として尊重されるとしています。ひとりひとりの人間が、自分らしく生きていくことを憲法は保障しています。

また、憲法は法の下での平等を定めています。人種、信条、性別、生まれや家柄で差別することを憲法は禁止しています。

このような取り決めはただのスローガンではありません。国は憲法を守る義務を負っています。憲法という約束を守るのは、国民ではなく国の方であり、憲法に違反する法律や制度は無効となります。このような考えを立憲主義といいます。

国が憲法を守っているか、立憲主義に反していないかについては、わたしたち国民の側も、国の行っていることに目を光らせる必要があります。弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としています。当会は、これからもこの使命を果たすために、積極的な活動を続けていきたいと思えます。